

育成就労制度に「航空」追加へ

■空港グラハンで貨物取扱業務など

2027年4月1日に運用が開始される外国人材の育成就労制度の対象分野に「航空」が加わる見通しだ。空港グランドハンドリングが業務区分として追加される。貨物・手荷物の取り扱いおよび航空機搭降載、航空機内清掃、旅客取り扱いが該当することになりそう。受け入れ可能人数は300人を予定する。厚生労働省や出入国在留管理庁によると、12月中の閣議決定を目指している。

9日に開催された「第14回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」で、航空分野を追加する方針が示された。24年6月の法改正によって、技能移転による国際貢献を目的とする「技能実習制度」を発展的に解消し、人手不足が課題となっている事業分野の人材育成・確保を目的とする育成就労制度が創設された。日本での3年間の就労を通じて、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野の人材を確保することを目的としている。

新たに追加する方針が示された航空（空港グランドハンドリング）に関しては、例えば「貨物取り扱い」として貨物選定・確認・仕分け作業、荷役準備作業、荷役作業、車両作業などが該当。このうち確認作業には個数や仕向け地、外装ダメージ確認、貨物ラベルの確認が含まれる。荷役準備作業に関してはユニット・ロード・デバイス（ULD）使用前点検・取り扱い、非自走器材の使用前点検、また荷役作業にはネット掛け・取り外し、貨物積み付け・解体、固縛作業、システム・チェックシートによる入力・登録が該当す

ることになりそう。車両作業はフォークリフト誘導やスキット作業が想定される。航空機搭降載業務としてはULD取り扱い、出発手荷物選定確認・仕分け、出発手荷物ULD積み付け、作業用車両の機材寄り付き誘導、ULD移送、航空機ドア開閉、到着手荷物選定確認・仕分けなどが該当することになるとみられる。作業によっては不備・異常時の報告が含まれる。

現在、特定技能1号における航空分野（空港グランドハンドリング、航空機整備）の受け入れ人数は上限4600人となっている。このうちの300人を育成就労制度の航空分野にあてると見通しだ。なお、出入国在留管理庁によると、25年12月末時点の特定技能1号における航空分野の受け入れ人数は2260人（空港グランドハンドリング2218人、航空機整備42人）となっている。